

## (3) 障がいのある児童生徒の「教育的ニーズ」

### (a) 「障害のある子供の教育支援の手引」\*の概要

令和3年6月、文部科学省から公表された「障害のある子どもの教育支援の手引」は下記の構成で整理されています。

#### 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

- 1 障害のある子供の教育に求められること
- 2 早期からの一貫した教育支援
- 3 今日的な障害の捉えと対応

第1編では、「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障がいのある子どもの教育支援に係る基本的考え方を解説しています。

#### 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

- 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方
- 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動
- 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス
- 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス
- 第5章 適切な支援を行うに当たって期待されるネットワークの構築
- 第6章 就学に関わる関係者に求められるもの～相談担当者的心構えと求められる専門性～

第2編では、従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学びの場の見直しに分けて詳説しています。

#### 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

- I 視覚障害／II 聴覚障害／III 知的障害／IV 肢体不自由
- V 病弱・身体虚弱／VI 言語障害／VII 自閉症
- VIII 情緒障害／IX 学習障害／X 注意欠陥多動性障害

第3編では、第1編の「教育的ニーズ」の内容を障がい種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項の記載が充実しました。

#### ○別冊 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために

近年、小中学校等における医療的ケア児の就学に関する相談等が増えていることを踏まえ、医療的ケア児の受入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方等が示されています。

自立と社会参加を見据え、その時点でその子どもに最も必要な教育を提供することが大切です。  
そのためにも、子ども一人一人「教育的ニーズ」を整理することが大切になります。



\* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）」

(b) 「教育的ニーズ」とは

「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月)では、次のように記載されています。

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等(以下「障害の状態等」という。)を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。そして、こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。

\*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

**教育的ニーズを整理するために**

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を踏まえることが大切である。～略～

\*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月)の記載事項を踏まえ、「教育的ニーズ」を整理するための観点について、下記の表に整理しました。

教育的ニーズを整理するための観点	・ 観点ごとに示された各視点
<b>観点①</b> ○○障がいの状態等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医学的側面からの把握</li> <li>・ 心理学的・教育的側面からの把握</li> </ul>
<b>観点②</b> ○○障がいのある子どもに特に必要な指導内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前までに特に必要とされる養育の内容</li> <li>・ 義務教育までに特に必要とされる指導内容</li> </ul>
<b>観点③</b> ○○障がいのある子どもの教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)の「別表」の観点による配慮の検討</li> </ul>

それぞれの観点・視点に関する具体的な内容については、障がい種ごとに把握すべき事項もあるため、それらについては「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のI~X(各障がい種別)の1の「(2) 教育的ニーズを整理するための観点」を参照する。

本ハンドブック別添「障がい種別の教育的対応のためのコーディネートアイデア(例)」には、各障がい種ごとの具体例を掲載しています。障がいのある児童生徒一人一人の「教育的ニーズ」の整理に、ぜひご活用ください。



**障がいのある児童生徒一人一人の「教育的ニーズ」に応える教育を**